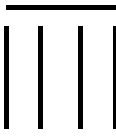
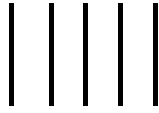
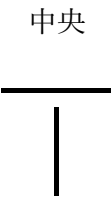


簠簋内伝金烏玉兎集

増補 九図之名義 算木ノ数凡ソ卅六本用意ス可シ

一―徳 天上ノ水 二―義 虚空ノ火 三―生 造作ノ木
四―殺 劍鐵ノ金 五―鬼 欲界ノ土 六―害 江河ノ水
七―陽 国土ノ火 八―難 森林ノ木 九―厄 土中ノ金

九図之算盤

巽 五番 二日 十二 十二 廿二  虚空火	離 南 三番 九日 十九 廿九  土中金	坤 八番 五日 十五 廿五 三十 廿日 卅日  欲界土
東震 四番 一日 十一 廿一  天上水	中央 九番 六日 十六 廿六  江河水 是ヲ主体ノ姓ト為ス	二番 兌西 八日 十八 廿八  森林木
艮 七番 四日 十四 廿四  劍鐵金	六番 三日 十三 廿三  造作木 北坎	一番 乾 七日 十七 廿七  国土火

或ハ辰年三月ニ廿六才ノ人 九図ヲ以テ日ヲ擇ブ方法。

数ハ辰ニ五ツ (子ニ一乃至、亥ニ十ニヲ用ユ) 月ニ三ツ、主ノ歳数ニ廿六、共ニ卅四ヲ得ル。此ノ内、三九廿七ヲ払ヒ去リテ、残ル七ツヲ盤ノ一番ニ置キ始ム。

九図ハ物^{モノ}毎^{マデ}ニ通用ノ占ナリ。蓋シ、此ノ算法ハ流儀ニ依テ異説アレドモ、世人多クハ秘傳抄ノ内ニ於イテ三目錄ノ法ヲ用ヒ来レリ。

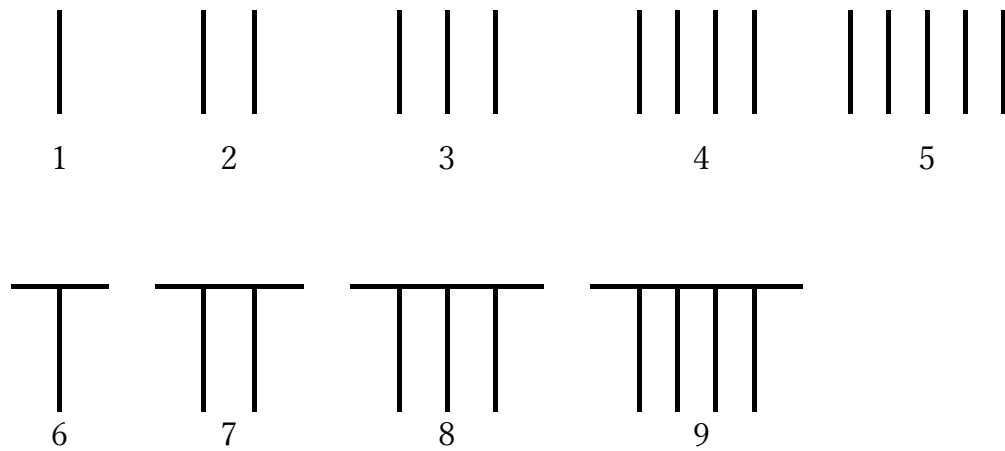
茲^{コレ}ニ因テ、今ニ童蒙ノ便リトシテ、其ノ法式ヲ解^ゲノ^{イワ}云ク。

先ズ占ウ年月ト其ノ主ノ歳数ト三口総テ夫レヲ九ツ払イニシテ、其ノ餘ヲ盤ノ一番ニ並ベ置キ、又其ノ数ニ一本増シテ二番ニ之ヲ置ク、此ノ如ク次第ニ一本宛^{ツツ}増シテ次々盤ヘ並ベ置ク時、十本ニ満チル番デ九本払イ去ル。又其ノ次ヘ置ク時モ最前ノ心持ニ一本宛之ヲ増ス也。サテ、盤ノ中央ニアル算木ノ姓ヲ以テ、其ノ主ノ当座ノ体ト定メ置キ、則チ其ノ姓ト、八方ノ算木ノ姓ト、各々之ヲ見合セ、其ノ相生スル番ニ証^{シル}シタル日ニ限り、方角ヲ以テ其ノ主ノ吉日、吉方トス。

尤モ、相剋ノ番ニ当タル日ト方ヲハ之ヲ除ク。大法ノ術ハ先ズ斯ノ如ク也。

此ノ外、異説ノ法術ハ抜傳記掌中抄、叢書大全或ハ秘傳抄等ニ見ル。

(解説)



辰年三月（旧暦） 二十六才の人（数え年）

辰は、子から数えて5つ目だから5

三月は、3

つまり、 $26 + 5 + 3 = 34$

そこで、この34を9で割ると $34 \div 9 = 3 \cdots 7$ となり、

この余りの7を盤の1番のところに置き、順番に二番、三番と数を増やして行く。

順番は、

順番	1	2	3	4	5	6	7	8
宮	乾	兌	離	震	巽	坎	艮	坤

だから、上の例の場合、7を一番の乾に置いて、二番の兌に8を置き、三番の離に9を置き、次は、10となるので、10の場合は、9払いして1余り1なので、四番目の震に1を置き、五番目の巽には、1本足して2を置き、六番目の坎に3を置き、七番目の艮に4を置き、八番目の坤に5を置き、九番目の中宮に6を置く。

すると

順番	1	2	3	4	5	6	7	8	9
宮	乾	兌	離	震	巽	坎	艮	坤	中央
星	7	8	9	1	2	3	4	5	6

となるので、夫々に五行を振ると

順番	1	2	3	4	5	6	7	8	9
宮	乾	兌	離	震	巽	坎	艮	坤	中央
星	7	8	9	1	2	3	4	5	6
五行	火	木	金	水	火	木	金	土	水

となります。

この五行は、1と6は、水
2と7は、火
3と8は、木
4と9は、金
5と10は、土

となっています。

そして、星が回る順番は、先天盤の順番です。

乾→兌→離→震→巽→坎→艮→坤→中央

すると一番初めの表になりますので、これを簡略化すると、

2 火	9 金	5 土
1 水	6 水 主人の体	8 木
4 金	3 木	7 火

となり、

吉方位と吉日を出すには、先ず中央の6水が主人の体となるので、6水と相生関係の星の方位を吉方位として取ると、金生水で艮の4金の方位、離の9金の方位、兌の8木の方位、坎の3木の方位が吉方位となりますが、この時、中央が本人の体ですから、良い方位としては、

中宮星と同じ五行の星 旺気 ○

中宮星を生じる五行の星 生氣 ○

を良い方位とし、

中宮星から生じられる星 泄気 ×

中宮星が尅す星 死気 ×

中宮星を尅す星 殺気 ×

を悪い方位として良いのではないかと考えます。

特に中宮星から生じられる星は、自分の体が気を洩らすので、相生であっても使うべきではないと考えます。

すると、最初に出した数に10を足すと各宮の吉日が出ます。

$$10 \div 9 = 1 \text{ 余 } 1$$

中央と比和

※日付は、旧暦です。

但し、ここでは、9 払いしていますが、8 払いで計算する説もあります。